

(案)

契 約 書

疾病登録センター運営事業（以下「委託事業」という。）を実施するため委託者支出負担行為担当官厚生労働省健康局長 佐原 康之を甲とし、受託者○を乙として、次の条項により契約を締結する。

第1条 乙は、別添「疾病登録センター運営事業実施要綱」に基づき、委託事業を行うものとし、事業の内容は、同要綱に掲げる事業とする。

第2条 甲及び乙は、この契約に定める条項を誠実に履行するものとする。

第3条 乙は委託事業を実施するに当たっては、承認された事業計画書に基づき、事業を実施するものとする。

2 やむを得ない事情により、事業計画の全部又は一部を変更（軽微な変更を除く。）しようとするときは、甲の承認をえるものとする。

第4条 乙は、委託事業の全部を第三者に委託してはならない。

2 乙は、再委託をする場合には、様式第1により甲に再委託に係る承認申請書を提出し、その承認を受けなければならない。ただし、当該再委託が50万円未満の場合は、この限りではない。

3 乙は、委託事業の一部を再委託するときは、再委託した業務に伴う当該第三者（以下「再委託者」という。）の行為について、甲に対し、全ての責任を負うものとする。

4 乙は、委託事業の一部を再委託するときは、乙がこの契約を遵守するために必要な事項について本委託契約書を準用して、再委託者と約定しなければならない。

第5条 乙は、再委託先を変更する場合、当該再委託が第4条第2項ただし書に該当する場合を除き、様式第2の再委託に係る変更承認申請書を甲に提出し、その承認を受けなければならない。

第6条 乙は、再委託の相手方からさらに第三者に委託が行われる場合には、当該第三者の商号又は名称及び住所並びに委託を行う業務の範囲を記載した様式第3の履行体制図を甲に提出しなければならない。

2 乙は様式第3の履行体制図に変更があるときは、速やかに様式第4により履行体制図変更届出書を甲に届け出なければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合については、届出を要しない。

- (1) 受託事業の実施に参加する事業者（以下「事業参加者」という。）の名称の変更のみの場合。
- (2) 事業参加者の住所の変更のみの場合。
- (3) 契約金額の変更のみの場合。

3 前項の場合において、甲は本契約の適正な履行の確保のため必要があると認めたとき

(案)

は、乙に対して変更の理由等の説明を求めることができる。

第7条 乙は第3条の規定により、甲の承認を受けた事業計画に従い、委託事業を実施するものとする。

第8条 甲は、金〇円（うち消費税額及び地方消費税額金〇円）の範囲内でこの委託事業の実施に要した経費（以下「委託費」という。）を乙に支払うものとする。

2 前項の消費税額及び地方消費税額は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定に基づき、契約金額に110分の10を乗じて得た額である。

3 甲が支払うべき額を確定した後、乙は、官署支出官厚生労働省大臣官房会計課長（以下「官署支出官」という。）に精算払請求書を提出するものとする。この場合において、官署支出官は、乙から適法な精算払請求書を受理してから30日以内にこれを支払わなければならない。

ただし、乙が概算払いによる支払を要望する場合は、甲は乙の資力、委託事業の内容及び事務の内容等を勘案し、真にやむを得ないと認めた場合には、これを財務大臣に協議し、承認が得られた場合には、四半期ごとの乙の請求により、国の支払計画承認額の範囲内で概算払いをすることができる。

4 乙は前項ただし書きの概算払いを請求するときは、概算払請求書を官署支出官に提出するものとする。この場合において、官署支出官は、乙から適法な概算払請求書を受理してから30日以内にこれを支払わなければならない

第9条 官署支出官は、自己の責めに帰すべき事由により、前条第3項及び第4項に定める期間内に支払わないときは、支払期日の翌日から支払日までの日数に応じ、当該未払金額に対し、年2.5%の割合で計算した金額を遅延利息として乙に支払うものとする。

第10条 この契約の保証金は免除する。

第11条 乙は、甲からこの委託事業についての必要な報告を求められたときは、速やかにこれを行うものとする。

第12条 乙は、この契約に基づく委託事業によって得た成果を甲の承認を受けないで、これを公表してはならないものとする。

第13条 乙は、委託事業を実施するため、委託費により取得した物品を善良な管理者の注意を持って管理するものとする。

2 乙は委託費により取得した物品であって甲の指定するものについては、委託事業終了後甲の指示に従うものとする。

第14条 乙は、委託事業を実施するために甲から提供を受け、又は自らが収集し、若しくは作成した個人情報（以下「個人情報」という。）を取り扱う場合には、責任者等の管理体制、個人情報の管理の状況についての検査に関する事項等の安全管理に必要な事項

(案)

について定めたものを甲に提出するとともに、その定めに従い、個人情報の漏えい、滅失、き損等の防止に努めなければならない。

- 2 乙は、個人情報を収集し、又は利用するときは、委託事業の目的の範囲内で行うものとする。
- 3 乙は、個人情報が記録された資料等を甲の承諾無しに第三者（第4条に規定する再委託者を含む。）に提供してはならない。第三者に提供する場合には、契約書において、第三者が個人情報の適切な管理のために必要な措置を行うことを明記するものとする。
- 4 乙は個人情報が記録された資料等を、甲の承諾無しに複製し、又は複製してはならない。作業の必要上甲の承諾を得て複製した場合には、作業終了後、適正な方法で廃棄しなければならない。
- 5 乙は、甲から提供を受け、又は自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、この委託事業完了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときはそれに従うものとする。

第15条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、この契約を解除し、委託費の全部又は一部を支払わないことができるものとする。

- (1) この契約に違反したとき。
- (2) この委託事業を遂行することが困難であると甲が認めたとき。

- 2 甲は、前項の規定によりこの契約の解除を行った場合には、第8条第3項又は第4項の規定により支払った額の全部又は一部を返還させることができるものとする。

第16条 乙は、この委託費を他の経費と区別して経理するとともに、委託費の収支を明らかにする帳簿を備えるほか、その証拠書類を委託事業終了後5年間整理保管するものとする。

第17条 乙は、委託事業の完了の日から起算して1か月を経過した日（第15条第1項の規定により委託契約の解除を行った場合には、当該解除を行った日から起算して1か月を経過した日。）又は令和5年4月8日のいずれか早い日までに、様式第5による事業実績報告書を作成し、甲に提出するものとする。

第18条 乙は、精算の結果、第8条第3項ただし書及び第4項の規定により支払を受けた額に剰余を生じた場合には、その剰余金を甲の指示に従って甲が指定する期日までに返納するものとする。

第19条 乙は、前条の規定による金額を甲の指定する期日までに支払わないときは、その支払期限の翌日から支払いの日までの日数に応じて、年3.0%の割合で計算した金額を延滞金として支払わなければならない。

第20条 この委託事業の委託期間は、契約日から令和5年3月31日までとする。

第21条 乙は、この委託事業が予定の期間内に完了しない場合、又は事業の遂行に重大な

(案)

支障を来し、若しくは来すおそれのある事故等が発生した場合には、速やかにこの旨を甲に報告し、その指示を受けなければならない。

第22条 甲は乙が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

第23条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当すると行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 偽計又は威力を用いて支出負担行為担当官の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

第24条 乙は、前2条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたって該当しないことを確約しなければならない。

- 2 乙は、前2条の各号の一に該当する者（以下「解除対象者」という。）を下請負人等（下請負人（下請が数次にわたるときは、すべての下請負人を含む。）及び再受託者（再委託以降のすべての受託者を含む。）並びに自己、下請負人又は再受託者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）としないことを確約しなければならない。

第25条 乙は、契約後に下請負人等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該下請負人との契約を解除し、又は下請負人等に対し契約を解除させるようにしなければならない。

- 2 甲は乙が、下請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは下請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して、当該下請負人等との契約を解除せず、若しくは下請負人等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

第26条 甲は、第22条、第23条及び第25条第2項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

(案)

2 乙は、甲が第22条、第23条及び第25条第2項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

第27条 乙は、自ら又は下請負人等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は下請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

第28条 この契約に規定がない事項については、その都度甲と乙が協議の上決定するものとする。

第29条 乙は、業務終了後、直ちに様式第6に定める業務完了報告書を甲の指定する検査職員に提出しなければならない。

第30条 検査職員は、前条の業務完了報告書の提出後10日以内、又は令和5年3月31日までのいずれか早い時期までに、乙の業務完了を確認し、検査調書を作成する。乙は、検査職員の検査に協力し、検査職員から立ち会いを求められた場合には、これに立ち会わなければならない。

この契約の締結を証するため、契約書2通を作成し、双方記名押印のうえ、各自一通を所持するものとする

令和4年4月1日

甲 東京都千代田区霞が関1-2-2
支出負担行為担当官
厚生労働省健康局長

佐原 康之

乙

様式第 1

(元号) 年 月 日

支出負担行為担当官
厚生労働省健康局長 殿

名称
代表者氏名

再委託に係る承認申請書

標記について、下記のとおり申請します。

記

1. 委託する相手方の商号又は名称及び住所
2. 委託する相手方の業務の範囲
3. 委託を行う合理的理由
4. 委託する相手方が、委託される業務を履行する能力
5. 契約金額
6. その他必要と認められる事項

様式第2

(元号) 年 月 日

支出負担行為担当官
厚生労働省健康局長 殿

名称
代表者氏名

再委託に係る変更承認申請書

標記について、下記のとおり申請します。

記

1. 変更前の事業者及び変更後の事業者の商号又は名称及び住所
2. 変更後の事業者の業務の範囲
3. 変更する理由
4. 変更後の事業者が、委託される業務を履行する能力
5. 契約金額
6. その他必要と認められる事項

様式第3

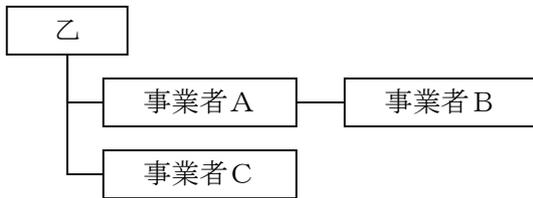
履行体制図

【履行体制図に記載すべき事項】

- ・各事業参加者の事業名及び住所
- ・契約金額（乙が再委託する事業者のみ記載のこと。）
- ・各事業参加者の行う業務の範囲
- ・業務の分担関係を示すもの

【履行体制図の記載例】

事業者名	住所	契約金額	業務の範囲
A	東京都〇〇区・・・	円	
B			



様式第 4

(元号) 年 月 日

支出負担行為担当官
厚生労働省健康局長 殿

名称
代表者氏名

履行体制図変更届出書

契約書第 6 条第 2 項の規定に基づき、下記のとおり届け出します。

記

1. 契約件名（契約締結時の日付番号も記載のこと。）
2. 変更の内容
3. 変更後の体制図

様式第5

番 号
(元号) 年 月 日

支出負担行為担当官
厚生労働省健康局長 殿

住所
名称
代表者氏名

疾病登録センター運営事業の実施に係る事業実績報告書等の提出について

標記について、次の通り関係書類を添えて提出する。

1. 事業実績報告書（別紙1）
2. 参考資料
3. 委託費支出済額内訳表（別紙2）

(別紙1)

事業実績報告書

○事業名：疾病登録センター運営事業

○事業実施期間：契約日～令和5年3月31日

1 事業の概要

※ 必要に応じ、図表等を参考資料として添付すること。

(記載例)

(1) 難病データベースへのデータ登録業務

①

②

③

(2) 難病データ精度向上・分析等業務①

①

②

(3) 難病患者データベースからのデータ抽出業務

①

②

(別紙2)

委託費支出済額内訳 (〇〇年度)

区 分	支出済額 (円)	積 算 内 訳
<p>(記載例)</p> <p>〇〇〇費 〇〇〇費 〇〇〇費 ・ ・ ・</p> <p>〇〇〇費 〇〇〇費 〇〇〇費 ・ ・ ・</p> <p>〇〇〇費 〇〇〇費 〇〇〇費 ・ ・ ・</p>		
消費税額	〇〇〇, 〇〇〇	
合計	〇〇〇, 〇〇〇	

(様式第6)

(元号) 年 月 日

検査職員

健康局難病対策課

〇〇〇〇殿

〇〇〇〇株式会社

(住所)

(氏名)

業務完了報告書

1. 契約件名 疾病登録センター運営事業
2. 履行期間 契約日から令和5年3月31日まで

上記の業務について、(元号) 年 月 日をもって完了したので、本件契約書第29条に基づき報告します。